

18-2 国の責務

国は、国土、国民の生命、身体、財産を災害から保護する使命を有することから、その組織および権能のすべてをあげて防災に関し、万全の措置を講ずる責務を有する（第3条）と定められています。

具体的方策としては、災害予防、災害応急対策、災害復旧の基本となる計画（防災基本計画）を作成して、法令に基づきこれを実施し、指定公共機関、地方公共団体が実施する防災に関する事務または、業務を総合調整し、必要な場合は勧告、助言、指導を行い、災害に係る経費負担の適正化を図る措置を講じることとなっています。

表-2 災害対策基本法による防災計画一覧

	計 画 名	作 成 主 体
災害対策基本法	防 災 基 本 計 画	中央防災会議
	防 災 業 務 計 画	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長（権限の委任を受けたもの） 指定公共機関
	地 域 防 災 計 画 都道府県地域防災計画 市町村地域防災計画 指定地域都道府県防災計画 指定地域市町村防災計画	都道府県防災会議 市町村防災会議又は市町村長 都道府県防災会議の協議会 市町村防災会議の協議会